

第2章 食料自給率向上と食の安全の確保に向けた取組

1 食料自給率の向上を目指して

（新たな基本計画の策定に向けた取組）

食料・農業・農村基本計画（以下、「基本計画」という。）は、食料・農業・農村基本法（平成11年7月16日制定）に基づき、今後10年程度を見通した、農政の中長期的なビジョンを示すもので、食料・農業・農村をめぐる情勢の変化等を踏まえ、概ね5年ごとに改正することとされています。

基本計画は、12年3月に策定されて以来、これまで17年と22年の2回の見直しが行われましたが、この間の情勢変化を踏まえ、食料・農業・農村政策審議会企画部会（以下、「企画部会」という。）において26年2月以降、見直しに向けた検討・議論が行われ、新たな基本計画が27年3月31日に閣議決定されました。

新たな基本計画は、農業者等の発想の転換、積極的なチャレンジを通じた農業・食品産業の成長産業化に向け、持続可能な農業・農村の実現、農業者の所得向上と農村の賑わいの創出等といった基本的な視点から農政改革を推進していくこととしています。



地方意見交換会の様子（熊本市）



企画部会で発言する林農林水産大臣

また、食料自給率※1目標の設定と併せ、今回初めて食料自給力※2指標の提示を行っています。

九州農政局では、企画部会における基本計画見直しの検討に資するため、国民の皆様からの意見・要望の募集を行い、管内より322件の意見・要望を受け付けました。

寄せられた意見・要望は、食料自給率や農地、耕作放棄地に関する内容が

※1 国内の食料消費が国産でどの程度賄われているかを示す指標。

※2 我が国農林水産業が有する食料の潜在生産能力。

多く、農政の動向に関する関心の高さがうかがわれました。

また、企画部会委員が地域の農業者や消費者等の有識者から直接、意見・要望を伺い意見交換する機会として、全国10ブロックで地方意見交換会を開催しました。



地方意見交換会（九州）で発言する参加委員

九州では、27年1月19日に熊本市で開催し、地域の有識者から担い手の育成・確保や安心・安全な食品の提供、農業・農村の所得の確保等について意見が述べられ、企画部会委員と活発な意見交換が行われました。

（九州農政局食料安保・自給率向上本部の取組－多様な連携に向けて）

九州農政局では、食料自給率の向上や農業・農村を取り巻く様々な課題の解決に向け、食と農に関係する多様な方々の相互理解と連携を深める取組を進めています。

26年度は、12月18日に熊本市で「食と農のシンポジウム～産地が元気になる多様な取組・連携に向けて～」を開催し、農林漁業関係事業者、行政関係者等合わせて約130人の参加がありました。



シンポジウムの模様

シンポジウムでは、「農業でも九州の元気を“つくる”」と題した講演の後、農業へ参入した企業、6次産業化等に

取り組んでいる農業者や行政等5人のパネリストから、それぞれ、本来の事業から農業や食品・加工関連事業等へ展開するに至った経緯や着眼点、事業の現状や展望についての発言をいただいたほか、農業と流通・製造業の双方を良くしていくための方策等について多様な提言をいただきました。

また、会場の参加者からも質問・意見が述べられるなど、産地が元気にな



JR九州ファーム(株)田中社長による基調講演の様子

る多様な取組・連携に向けて活発な議論が行われました。

なお、九州農政局では今後の活動に活かしていただけるよう、本シンポジウムの概要を取りまとめホームページ※でも公表しています。



パネルディスカッションの様子

パネリストの皆様

- 前田 淳氏 まえだ あつし (株)ローソン 執行役員 商品本部副本部長
兼 (株)ローソンマート 常務執行役員 商品・物流本部長
全国各地で農業を展開する、コンビニ大手ローソンの農業事業の総責任者として活躍。
- 小野 善隆氏 おの よしたか 道の駅大和(株)そよかぜ館 代表取締役
地場産農産物の直売・加工、地区名産品の開発に取り組む。
- 内野宮 由康氏 うちのみや よしやす (株)ジェイエイフーズみやざき 代表取締役専務
宮崎県産にこだわった高品質冷凍野菜の提供に取り組む。
- 香山 勇一氏 こうやま ゆういち (有)コウヤマ 代表取締役
自慢のかんしょ（さつまいも）を使って6次産業化に取り組む。
- 古庄 雅彦氏 ふるしょう まさひこ 福岡県農林業総合試験場 農産部長
福岡ラーメンのための小麦「ラー麦」の開発・普及推進に取り組む。

※ 九州農政局ホームページ「食料自給率コーナー」
→http://www.maff.go.jp/kyusyu/kikaku/jikyuritu_t/jikyuritu_t.html

2 食育と地産地消の推進

(1) 食育の推進

(日本型食生活の推進)

平成25年12月4日、「和食;日本人の伝統的な食文化」がユネスコ無形文化遺産に登録されました。

世界から注目が高まっている「和食」は、国民の健康的な食生活に寄与していますが、食の生活スタイルが大きく変化する中で、その伝統的な価値を守り伝えることも求められています。

また、農林水産省では、日本型食生活^{※1}の実践に取り組む人の割合の向上を目指しています。

このような中、九州農政局では、大学や生協等と連携して、若い世代（これから親になる世代）の方々に、日本の食文化を再認識していただくことを目的に、「だし」と「味覚」をテーマとした「実践講座」を開催（26年12月13日、参加者30人）しました。

当日は、熊本県立大学北野直子氏の「和食について」及び尚絅大学川上育代氏の「味覚閾値^{※2}と食生活について」の講演の後、だしの飲み比べやかつお節削りを体験し、自分たちで取っただしで実際に調理を行いました。

参加者からは、「和食を日頃の食事に取り入れていきたい。」「本日の講座を友人、知人に伝えたい。」等の意見や感想がありました。



講演「和食について」の様子



「だしのとり方」実演

(食育アイランド九州交流会の開催)

地域において食育を推進するためには、食育に関わる関係者が情報を共有し情報発信していくことが重要です。

九州農政局では、九州各地で様々な食育活動に取り組んでいる方々の情報発

※1 日本型食生活とは、ごはんを中心に、魚、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、豆類、果物、茶等の多様な副食等を組み合わせ、栄養バランスに優れた食生活のことをいう。

※2 人が味覚を感じる最小値のことをいう。

信と関係者のネットワーク作りを支援するため、九州農政局ホームページに「食育アイランド九州」※¹を開設しています。

「食育アイランド九州」に登録いただいている718の団体・個人（27年3月末現在）の方々には、活動の参考としていただくためのメールマガジン「しまかぜ」を配信しています。



食育アイランド鹿児島交流会の様様

また、各地の地域センター等においては、登録者を中心とした関係者相互の情報交換及び意見交換を図るため、食育アイランド九州交流会を開催しました（延べ9回）。

（教育ファーム※²の推進）

食育基本法に基づく第2次食育推進基本計画では、農林漁業体験を経験した国民の割合を27年度までに30%以上にするという目標値が設定されました。

自分の食生活が自然の恩恵や食に関わる人々の活動に支えられていることを実感しにくくなっている今日、農林漁業体験活動は、食に関する知識と食を選ぶ力を習得し、健全な食生活を自ら行う人間を育てる「食育」を進める上で重要な取組の一つです。

このような中、第2回食と農林漁業の食育優良活動表彰※³において、九州では、「永利牛乳株式会社」（福岡県太宰府市）が、消費・安全局長賞を受賞しました。直営牧場における酪農体験に加え、牛乳工場見学や社員一体での食育イベントの取組が高く評価されました。



牧場での体験の様子

九州農政局管内では、このような事例を含め様々な体験活動を提供する教育ファームの取組※⁴が行われています。

※¹ 九州農政局ホームページ「食育アイランド九州」

→<http://www.maff.go.jp/kyusyu/syohianzen/hiroba/island/island.html>

※² 自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的として、農林漁業者等が一連の農作業等の体験の機会を提供する取組をいう。

※³ 食と農林漁業の食育優良活動表彰では、食文化の伝承や農林漁業体験の提供等、食育活動において、優れた実績を上げた農林漁業関係者や食品等事業者を表彰。

※⁴ 九州農政局ホームページ「教育ファーム」

→<http://www.maff.go.jp/kyusyu/syohianzen/hiroba/kyoikufarm/kyoikufarm.html>

（２）九州の豊かな農畜産物の地産地消の推進

九州は、全国１割の人口に対して、２割の農業産出額を生み出す食料供給基地であり、食と農の距離が近い土地柄です。このような地域性を踏まえながら、九州農政局においても、地場農畜産物の利用を需要拡大の柱の一つとして積極的に推進しています。

（地産地消促進計画の策定）

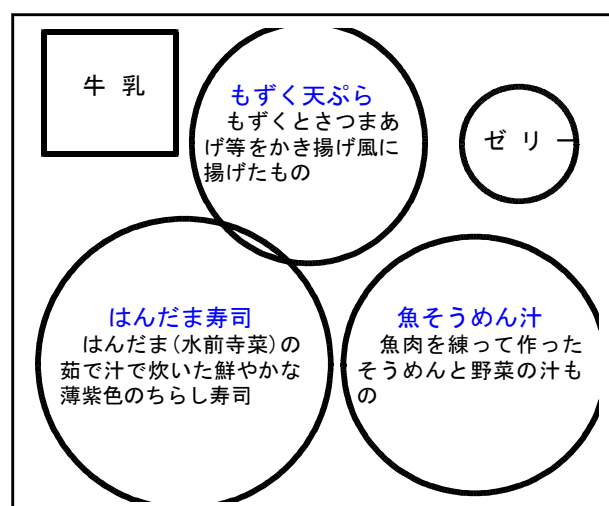
「六次産業化・地産地消法^{※１}」に基づき、各地方公共団体は実践的な「地域の農林水産物の利用の促進に関する計画（促進計画）」を定めるよう努めるとされており、九州では、26年度末現在、85の県・市町村から促進計画を策定した旨の通知がなされています。

（地産地消の取組に関する表彰）

農林水産省では、学校給食や企業の社食、外食等を対象に「地産地消給食等メニューコンテスト」^{※２}を毎年度開催しています。

26年度は、九州から学校給食・社員食堂部門、外食・弁当部門併せて14メニューの応募がありました。審査の結果、地場農産物を使用したメニュー作成や食育活動等を年間を通じて実践されている「みやこ町学校給食センター」（福岡県みやこ町）、「水巻町中学校給食センター」（福岡県水巻町）、「奄美市立笠利学校給食センター」（鹿児島県奄美市）が九州農政局長賞を受賞されました。

このほか、各地域の立地条件を活かした創意工夫のある地産地消への取組を表彰する「地産地消優良活動表彰事業」も行っています。



奄美市立笠利学校給食センター受賞メニュー

※１ 「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」

※２ 九州農政局ホームページ→<http://www.maff.go.jp/kyusyu/press/keiei/zigyo/131122.html>

3 食の安全と消費者の信頼確保

(1) 農業生産工程管理（GAP）^{ギャップ}の推進

農林水産省では、食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、品質の向上、農業経営の改善や効率化等を図る観点から、農業生産の各工程において、適正な作業工程を確認し改善を図る農業生産工程管理（GAP）^{※1}の普及・導入を推進しています。

GAPの導入目標としては、平成27年度までに全国でGAPの考え方による生産管理方式の導入産地を3千まで拡大することとしています。26年3月末時点の調査では、九州農政局管内において主要な産地^{※2}884産地のうち、55%に当たる484産地において、農林水産省の「基礎GAP」や各県が策定した「県GAP」等が導入されています（表2-1）。

大分県のJAおおいの^{たけの}竹田事業部トマト部会等、農林水産省の策定したガイドラインに則した高度な取組内容を含むGAP導入産地もありますが、こうした高度な取組については、九州全体では212産地にとどまっていることから、更なる促進が必要です。

また、導入推進のためのパンフレットや情報とともに、九州農政局で作成した「農業生産工程管理（GAP）について（九州農政局版）」^{※3}をホームページに掲載し普及を進めています。

表2-1 農業生産工程管理（GAP）の取組状況調査結果

単位：産地

区 分	平成26年3月末現在			
	産地数 ①	導入産地 ②	導入率 ②/①	(参考) ガイドラインに 則した取組産地
平成27年目標	-	3,000	-	1,600
全 国	4,410	2,713	62%	1,010
九 州 計	884	484	55%	212
福 岡 県	250	135	54%	1
佐 賀 県	92	78	85%	2
長 崎 県	85	52	61%	14
熊 本 県	162	35	22%	11
大 分 県	70	44	63%	44
宮 崎 県	91	59	65%	59
鹿 児 島 県	134	81	60%	81

資料：農林水産省

注：（参考）ガイドラインに則した取組産地とは、平成26年3月末現在において、GAPに取り組んだ産地のうち、農林水産省のガイドラインに則したGAPを導入した産地。（数値は、野菜、米、麦、果樹及び大豆の5品目における産地数。）

※1 Good Agricultural Practiceの略。農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことをいう。

- 「基礎GAP」（GAPという手法を学ぶための基礎的なモデルとして平成19年に農林水産省が定めたもの）
- 「県GAP」（都道府県が取組を進めているGAP）
- 「J GAP」（日本GAP協会が進めている審査・認証を前提としたGAP）

等、様々なGAPが国内に存在することから、農林水産省では、GAPの共通基盤となる高度な取組内容を含むガイドラインを22年4月に策定した。（23年3月一部改正）

※2 野菜、米、麦、果樹及び大豆の産地強化計画等を作成している産地。

※3 九州農政局ホームページ「農業生産工程管理（GAP）」

→<http://www.maff.go.jp/kyusyu/seiryuu/gap/gap.html>

（２）家畜の伝染性疾病への対応

九州に隣接する東アジア諸国においては、口蹄疫や鳥インフルエンザの家畜伝染病の発生が続いています。

国内においても、26年4月に熊本県において、26年12月から翌1月にかけては宮崎県（延岡市と宮崎市の2例）、山口県、岡山県及び佐賀県において高病原性鳥インフルエンザの発生が確認※¹されました。口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病※²が国内で発生し、まん延すると、畜産物の安定供給に支障を来すとともに、畜産業や関連産業に大きな損失をもたらします。

このため、九州各県は、家畜保健衛生所を中心に畜産農家への巡回指導を行うとともに、畜産農家では日頃から徹底した農場の消毒やきめ細かい家畜の衛生管理に取り組んでいます。

（特定家畜伝染病発生時の役割と備え）

22年に発生した宮崎県の口蹄疫では、約30万頭の家畜を殺処分するなど地域経済・社会に大きな影響がありました。関係者には家畜伝染病発生時の初動対応が極めて大切であることが教訓として残されました。

九州農政局では、23年11月、それまでのマニュアルを見直し、緊急時の連絡体制、農政局内の役割分担、職員の派遣体制等を内容とする「特定家畜伝染病発生時の対応マニュアル」を策定しました。



平成22年の宮崎県の口蹄疫では九州農政局から延べ6,800人の職員を派遣

（発生県からの要請に応じた支援）

家畜伝染病が発生した場合には、できる限り迅速に消毒ポイントの設置や発生農場での防疫作業に取りかかる必要があります。このため、県から人的支援の要請があった場合には、直ちに九州農政局（本局）及び地域センター



農政局職員による防疫作業

※¹ トピックス編P18 「8 家畜伝染病に対する防疫対応」を参照。

※² 特定家畜伝染病とは、家畜伝染病のうち、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザのように、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置（発生農場での殺処分等）を講ずる必要があるもので、家畜伝染病予防法に基づく農林水産省令で定めている。

の職員を派遣できるよう、あらかじめ防疫作業の支援が可能な者のリストを作成しています。

その上で、発生場所や規模等に応じて派遣職員を即座に決定できるよう、定期的に演習を実施しています。担当者は、演習当日に伝えられた発生場所、発生規模、必要な人数等の情報を基にリストにある職員と連絡をとり、派遣する者を選定し取りまとめます。同時に、派遣者の作業現場までの交通手段や宿泊施設の準備を行います。

また、派遣される職員が効率的かつ安全に防疫作業に従事するためには、あらかじめ防疫についての正確な知識を有していることが重要です。そのため、定期的に防疫作業の研修や演習を実施しています。



職員を対象とした防疫服装着・脱着研修の様様



職員を対象とした防疫作業研修の様様

（３）効率的・効果的な病虫害防除に向けた取組

病虫害のまん延は、農業生産に重大な損害を与えるおそれがあり、また、県境を越えて拡大するため、九州農政局は、管内の各県の状況を把握しつつ、各県が行う防除に協力し、まん延の防止に取り組んでいます。

26年産の水稻では、西日本を中心に8月上旬頃から多雨、日照不足の天候となり、福岡県、佐賀県及び大分県の3県から約20年ぶりにいもち病の発生に関する警報※が発表されました。なお、25年に九州北部の水田地帯を中心に坪枯れ等の被害を多発させたトビイロウンカについては、各県がより精度の高い発生予察や迅速な防除適期の情報提供に取り組んでいます。



水稻病虫害の巡回調査

また、水稻以外では、26年の秋以降、各県からいちごのハダニ類やうどんこ病等に関して、注意報等が発表され防除指導が行われました。九州農政局では、

※ 農林水産省ホームページ「病虫害防除に関する情報」

→<http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/index.html>

27年3月に管内各県担当者を招集して、「イチゴ病害虫防除対策技術検討会」を開催し、病害虫の多発要因について検証するとともに、総合的病害虫・雑草管理（IPM：Integrated Pest Management）の考え方に基づく防除対策等の効果的・効率的な防除体系の確立・導入に向けた意見交換を行っています。

【天敵活用による害虫防除（福岡県）】

福岡県のいちご栽培では、主要な農薬の効果が低下しているため、ハダニ類の防除に天敵を活用しています。いちごの夏季の育苗圃では、元々、ほ場に生息しているハダニアザミウマ等の土着天敵がハダニ類を捕食します。このため、他の病害虫の防除に使う農薬は、



捕食力が高い
チリカブリダニ

土着天敵に影響の少ないものを選択し保護します。また、苗を定植した本圃では市販のカブリダニ類を放飼し防除します。ハダニ類の発生が多い場合、カブリダニ類は捕食しきれないので、事前に化学農薬でハダニ類の密度を低下させる必要があります。このようにIPMでは化学農薬と天敵等をうまく組み合わせて使うことがポイントとなります。



ハダニを食べる
ハダニアザミウマ

福岡県では、いちご、きゅうり及び葉ねぎのマニュアルを作成し普及を図っています。

（４）米穀等の適正流通確保に向けた取組

九州農政局では、米穀等の適正かつ円滑な流通を確保するため、米トレーサビリティ法^{※1}、食糧法^{※2}及び農産物検査法に基づく監視活動等に取り組んでいます。

（米トレーサビリティ法に基づく監視・指導）

米穀等については、米トレーサビリティ法に基づき、米を扱う事業者等取引等の記録の作成・保存や、産地情報の伝達が義務付けられています。

九州農政局では、米トレーサビリティ法の周知のため、米穀事業者、関係団体等が主催する



ポップや掲示による産地の情報伝達

※1 「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」

※2 「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」

講習会において、189回、延べ約1万6千人に対し普及・啓発を行いました。

また、米飯の提供を主とする外食事業者等に対し、巡回立入検査を実施しました。その結果、産地情報の未伝達等の違反を確認した事業者に対して、改善指導^{※1}を実施しました。

（食糧法に基づく監視・指導）

加工用米や新規需要米（米粉用米、飼料用米等）等の主食用米以外の用途に限定して生産又は出荷された米穀は、食糧法に基づき、主食用への横流れ防止等のために、遵守すべき事項が定められています。

26年度は、特に、飼料用米の取組増加が見込まれたことから、飼料用米の生産者及び需要者を重点的に巡回立入検査を実施しました。

（農産物検査機関に対する監視・指導）

米穀や麦等は、農産物検査法に基づく、品位等検査及び成分検査が登録検査機関によって行われています。

九州農政局では、登録検査機関に対し、巡回立入調査を実施しました。不適切な業務運営等が確認された登録検査機関に対しては改善を指導しました。

（米穀流通監視相談窓口）

米穀流通監視相談窓口を設置し、米トレーサビリティ制度等に関する消費者や関係事業者等からの問合せ、不適正な米穀の流通に関する情報提供等に迅速に対応しています。

（5）適正な食品表示に向けた取組

（食品表示に関する普及・啓発）

JAS^{※2}法に基づく食品表示の適正化を進めるためには、消費者や事業者が食品表示制度を正しく理解することが重要です。このため、26年10月から27年2月にかけて、管内20会場において食品事業者を対象とした表示適正化のための技術講座を開催し、延べ949人の事業者が受講しました。



食品事業者表示適正化技術講座の様子

※1 国による指導件数については、農林水産省ホームページ「お米の流通に関する制度」
→<http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/beikoku/>を参照。

※2 農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律175号、平成27年4月1日改正）

このほか、地方公共団体、食品事業者等が開催する説明会等に講師を派遣し、食品事業者に対し適正な表示方法等の説明を行い、適正表示に向けた普及・啓発に努めています。

（生鮮食品等の表示状況調査）

九州農政局では、食品表示Gメン^{※1}が小売店等において表示状況を定期的に調査するほか、DNA分析等の科学的な手法も活用して原産地等が正しく表示されているかの調査を実施しています。

（食品表示110番の設置）

消費者や生産者、食品事業者等からの相談や食品の偽装情報等を受け付ける「食品表示110番^{※2}」を設置して食品表示の監視に努めています。26年度に管内で受け付けた件数は2,332件（前年度比81.3%）でした。

（立入検査、改善指導等の実施）

生鮮食品等の表示状況調査や食品表示110番からの情報を活用し、必要に応じて立入検査等を行い、その内容に応じて指示・公表等の措置を行っています。26年度に国及び県が九州の事業者に対して指示・公表した事案は7件でした。なお、農林水産省ホームページ^{※3}で指導等の件数を公表しています。

（6）消費者に対する情報提供とニーズの把握

九州農政局では、行政、消費者、生産者、食品事業者等、関係者間の相互理解や情報共有を促進するため、消費者団体等との意見交換や顔の見える関係づくり等に取り組んでいます。



宮崎県立農業大学校の学生との意見交換会
（宮崎県高鍋町^{たかなべちょう}）

（消費者団体等との意見交換会を開催）

九州農政局では、毎年、消費者団体等との意見交換会を開催し、食品安全に係る施

※1 不適正な食品表示の調査・指導等を行うため、農林水産本省、地方農政局及び地域センター等に配置している職員の通称である。

※2 食品表示110番とは、食品の品質表示の適正化を図る観点から、広く国民から食品の表示について問合せや情報の提供を受けるため、農林水産本省、地方農政局及び地域センター等に設置しているホットラインである。その情報は、情報提供、問合せ、提案、苦情、その他に分類される。

※3 農林水産省ホームページ「JAS法違反に係る指導件数等について」
→<http://www.maff.go.jp/j/jas/kansi/shido.html>

策や消費者の関心の高いテーマについて情報提供とともに意見交換を行っています。26年度は、新たな農業・農村政策、食料自給率向上、食の安全性確保や日本型食生活を活かす食育活動等をテーマとして、九州管内で17回の意見交換会を実施しました。

（消費者と生産者・事業者等との顔の見える関係づくり）

九州農政局では、消費者と食に携わる生産者、事業者や行政との信頼関係を築くため、農業体験や意見交換等を通じてお互いを知り、情報を共有するなど、「顔の見える関係づくり」に取り組んでいます。26年度は親子や大学生等を対象とした交流会等を九州管内で11回実施しました。

26年8月に鹿児島県日置市で行われた「夏休みキッズ酪農体験」には、一般公募による小・中学生と保護者15組43人が参加し、酪農家から「牧場の仕事」、「牛の一生」、「牛のからだ」、「生乳から牛乳ができるまで」について説明を受け、餌やりや乳搾りの作業体験、子牛とのふれあいやアイスクリーム作りを体験しました。



夏休みキッズ酪農体験（鹿児島県日置市）

また、同月、佐賀県佐賀市で行われた「親子でチャレンジ！動物パン・ピザパンづくり&製粉工場見学会」では、小学生と保護者54人が、地元で生産される農作物を材料にパンづくりを体験するとともに、地元農産物の生産・加工・流通の実態について学習しました。

（消費者の部屋、移動消費者の部屋）

農林水産省では、広く国民の理解に支えられた農林水産行政を展開していくため、各地に「消費者の部屋」を設け、食の安全と消費者の信頼確保のための情報発信や特別展示を行っています。また、全国で開催されるイベント等において情報発信を行う「移動消費者の部屋」にも取り組んでいます。



「しっとと？国のお仕事～夏休み見学デー～」での参加者の様子（熊本県熊本市：熊本地方合同庁舎）

九州農政局では、国の行政機関の



会場内の様子（水質検査）

PRを目的とした、消費者の部屋特別イベント「しっとと？国のお仕事～夏休み見学デー～」を8月7～8日に開催しました。

同イベントでは、米粉を使った親子料理体験、野菜・果物の糖度測定、「田んぼの生きもの」の展示、農業環境を学ぶ水質検査等を行い、多くの子供たちに体験の場を提供しました。454人（大人含む）が参加され、来場者か

らは、「いろいろな実験や体験ができてとても良かった」、「自由研究に役立ってうれしかった」等の声を頂きました。

このほか、各種イベントや食品スーパー、図書館、大学、企業の社員食堂等でも移動消費者の部屋を開設し、食料自給率の向上や日本型食生活を推進するためのパネル展示等の情報提供を行うとともに、消費者からの相談等を実施しています（63会場で実施）。



「みんなの消費生活展」での移動消費者の部屋
（大分県大分市）

4 自然災害による農業関係被害の発生と対応

平成26年の大雪、大雨、台風等の自然災害による農業関係の被害額は、九州全体で129億円となりました。これは過去10年間で、20年の70億円、25年の96億円に次ぐ、3番目に少ない被害でした。

26年2月には、山間部を中心に広い範囲で大雪となり、大分県、熊本県、宮崎県の中山間地域において、ビニールハウスの倒壊、畜舎等の損壊及び農作物の損傷もあり、九州では珍しく大きな雪害となりました。

7月以降は、5つの台風の接近、上陸により各地で被害が発生しました。中でも10月の台風第18、19号では、宮崎県、鹿児島県に被害が発生し、特に鹿児島県のさとうきびにおいては、倒伏、折損や潮風害等の被害が出ました。これらの災害時には、九州農政局として迅速な被害状況の把握を行い、技術指導の徹底や農地・農業用施設災害の復旧等、必要な対応を行いました。

表2-2 平成26年 自然災害による農業関係の被害額

単位: 億円

県名	農業関係施設	農作物、樹体	家畜	農地	農業用施設	計
福岡県	-	-	-	1	5	6
佐賀県	0	1	-	4	5	10
長崎県	0	1	-	9	6	16
熊本県	7	0	0	3	2	13
大分県	15	1	0	4	6	27
宮崎県	2	7	0	6	3	18
鹿児島県	1	29	0	3	6	40
計	26	39	0	32	33	129

資料：九州管内各県からの報告を基に九州農政局で作成。

注1：農業関係施設とは、共同利用施設、ビニールハウス、畜舎等。農業用施設とは、用排水路、農業用道路等。

2：数値は四捨五入により、計と内訳が一致しない場合があります。



雪により損壊したぶどう栽培の
ビニール施設
(大分県宇佐市：26年2月)



台風第19号の強風により
倒伏、茎葉が折損したさとうきび
(鹿児島県中種子町：26年10月)



阿蘇中岳の噴火に伴う
ビニールハウスへの降灰
(熊本県高森町：27年1月)

このほか、熊本県の阿蘇中岳で11月25日に噴火が発生し、熊本県、大分県、宮崎県の一部地域で降灰が確認され、未収穫の露地野菜やしいたけ等の一部に影響が出ました。なお、噴火は27年4月末現在も継続しています。

また、常態的な噴火活動が続く鹿児島県の桜島での降灰対策を参考に、宮崎県では27年3月に活動火山対策特別措置法に基づく防災営農施設整備計画の変更、大分県は4月、熊本県は5月に同計画を新たに作成しており、降灰等による農作物等の被害を防ぎ経営の安定を図るための取組が進められています。